「(仮称)米原風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、滋賀県米原市及び岐阜県不破郡関ヶ原町において、最大で総出力23,800kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることなどから、本事業の実施により、これら鳥類への重大な影響が懸念される。また、同区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、騒音や風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1.総論

(1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討するに当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所の設置計画が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3)事業計画等の見直し

2.(1)(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 . 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における 騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の 検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針及び風力発電施設から 発生する騒音等測定マニュアルの環境影響評価における取扱いについて」(平成29年5月 環境省)を踏まえ、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ、ハチクマ、ノスリ等の主要な渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4)植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林、滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)に基づく滋賀県水源森林地域等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

(5)景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された琵琶湖国定公園が位置する。当該国定公園の中には「霊仙山」や、主要な利用施設に位置付けられており、人と自然との触れ合いの活動の場にもなっている「霊仙登山線道路(歩道)」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減

すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等からの助言に加え、関係する地方公共団体、地域住民及び琵琶湖国定公園の管理者・利用者等の意見を踏まえること。